目

次

則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を 規

改正する規則

告

示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の供用開始

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

公

示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る 大規模小売店舗の新設の届出に関する件

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建 設 政 策 課)

<u>全</u> 活衛生課)四四九ページ

道 路維 Щ 持課) 課 四五〇 四五〇

治

(環境生活政策課) 四五〇

業流 通課) 四五一

地 整 備課) 四五二 四五

> 第 二 千 四 百 五 + 九 号

金曜日

成二十五 年 七 月 五 日

平

規

則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第八十号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第百五十四

号) の一部を次のように改正する。

型 数 業 番」 に 改 め る。 「抜粋」 以、「前 3 条」 は「第21条から前条まで」 以、「動物取扱業者」は「第一種動物 の4において読み替えて準用する場合を含む。) 」に改め、同様式裏中「抜すい」を 別記第四号様式表中「写真添付」を「写真器付」に、「第24条」を「第24条(第24条

型扱業者」に改める。 「抜粋」 に、「前 3 条」 や「第21条から前条まで」 に、「動物取扱業者」を「第一種動物 の4において読み替えて準用する場合を含む。) 」に改め、同様式裏中「抜すい」を 別記第五号様式表中「写真添付」を「写真點付」に、「第24条」を「第24条(第24条

- 1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。
- 2 例施行規則別記第四号様式及び別記第五号様式により調製した動物愛護管理員証及び 動物愛護技術員証は、 この規則の施行の際この規則による改正前の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条 その有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

平成二十五年七月五日

発行

告

示

式により調製した動物愛護管理員証及び動物愛護技術員証とみなす。 の岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別記第四号様式及び別記第五号様

岐阜県告示第三百四十七号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古

田

三四四六の一の一から三四四六の一の三まで、三四四七、三四四八の一 揖斐郡揖斐川町春日六合字向山三四四五の三二、三四四五の三三、三四四五の三五、 保安林予定森林の所在場所

指定の目的 土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件 岐

立木の伐採の方法

- (-)主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十八号

岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 用を開始するので告示する。なお、その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

平成二十五年七月五日

岐阜県知事

古

田

県道	類の道 種路		
田中 津 立川 線	路 線 名		
三地先まで 三地先まで 三地先まで 三地先まで	区間		
ΣΨ ()• ()	ル (延) メ ー ト長		
壹平 □ 成 □ □	の 期 日 始		
三平 • 成 =	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考		

公

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 田

古

申請のあった年月日 特定非営利活動法人の名称 平成二十五年六月十日 特定非営利活動法人ウェルコミュニティ飛騨

申

· 請

Ξ 表 の 氏 名 柏木

四 五 主 たる事務所の所在地 岐阜県高山市片原町一二番地

款に記載された目的 援法に基づく障害福祉サービスを行い、障害者が自分た この法人は、障害のある人々に対して、障害者自立支

の向上に寄与することを目的とする。

ちの能力を発揮できるような就労機会の拡充と地域福祉

の規定により次のとおり公示する。

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

平成二十五年七月五日

岐阜県知事

古 田

特定非営利活動法人の名称 のあった年月日 協議会 平成二十五年六月十八日 特定非営利活動法人明日の稲津を築くまちづくり推進

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 名 この法人は、稲津町を中心とする人々に対して、地域 中山 征治 岐阜県瑞浪市稲津町小里六九七番地の一

み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

コミュニティ活動の推進に関する事業を行い、明るく住

岐

四 Ξ

の

氏

五

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十五年七月五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模**

及び東濃振興局において縦覧に供する。

(451)

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

提出することができる。

平成二十五年七月五日

岐阜県知事

古

田

届出年月日

平成二十五年六月二十一日

届出者の氏名又は名称

=

株式会社パロー

建物の名称及び所在地

Ξ

(仮称) バロー下石店

土岐市下石町字西山三〇四番八九 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年二月二十二日

店舗面積

五

一、七五一平方メートル

駐車場の収容台数

六

〇一台

荷さばき施設の面積

七

六四平方メートル

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかかる概要等

画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計 の県営土地改良事業の変更についてその概要等を下呂市長と協議したいので、同条第六 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第四項の規定により次

平成二十五年七月五日

岐阜県知事 古 田

場 所 縦 覧 期 間

施行に係る地区名

縦

覧

岐	阜	県	公	報	平月
収	早	杲	公	鞍	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

成25年7月5日

(452)

第2459号 づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定 により公告する。 二十五日 平成二十 平成二十 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基 三十日月 三十日月 平成二十 日取消 年 月 平成二十 平成二十 五年四月 平成二十 十六日 五年四月 五年四月 平成二十五年七月五日 下 建設業法に基づく建設業者の許可の取消 呂 北 社 設 株式会 有限会社 名商 称号 又は 結水道 有限会社 宅工務店 丸技巧 荘加建材 部 地 X 達 役 代 也 古 選 締 文 役 代 男 本 間 網 役 田口 田口締 氏代 名表 る 説田忠三 丸山康治 荘加博司 下 呂 番地 〇五四 五三番地五 大垣市平町六 番地町二丁目四九 村山二八一高山市国府町 の所在地 実所 多治見市大原 二三七二 岐阜市日置江 町一丁目一一 多治見市赤坂 五番地の二 市 役 岐阜県知事 所 九七四一般二十三 五〇〇九四九 般二十四 二〇〇五八 般__十二 **☆00 | 0** 般二十三 般 九 三七一 許 Ξ 可 同平 番 成 古 号 五 装、しゅんせつ、石、鋼構造物、ほ 建築工事業 土木 取り消した工事業 建築及び大工工事 土木、とび・土工 土工、石、 とび・土工工事業 塗装及び水道施設 装及び造園工事業 田 八七 管、ほ とび・ 肈 五五 二十二日 二十一日 十四日 士昌 五年五月 九日 二〇目 平成二十 十七日 平成二十 平成二十 平成二十 平成二十 平成二十 平成二十 五年五月 平成二十 平成二十 五年五月 八日 五年五月 平成二十 古日 平成二十 五年五月 五年五月 五年五月 五年五月 百 社 業 株式会 社 業株式会 株式会社 蘇水建設 粟瀬建設 鵜飼造園 有限会社 GEホー 株式会社 エイトエ 加藤産業 近藤造園 有限会社 株式会社 株式会社 ンストラ A B J I TTBT 有限会社 厶 有限会社 有限会社 クター 肇 役 代表 近藤 役 田城 温 役 代表 額 田 締 八役代 表 取締 勝 役 代表 取 瀬 締 邦彦 烏本 役 加藤 取締役 取締役 役吉川 鵜飼敏子 代表取締 代表取締 近藤茄月 地の一六の番 地 野上五九五番 地二 目三三番 五番五〇号 **菅田桐洞四〇** 下呂市金山町 平島四丁目 蓋五 丁目一〇番 美濃市吉川町 五九七番地の 羽島郡岐南町 南町三丁目二 郡上市白鳥町 岐阜市宇佐二 本巣市仏生寺 土岐市土岐口 六三番地 01010 8二十 八 七四七 五<u>特</u> 般二十四 001 五九 般二十 般 四 100元 100七八 八〇〇一三 三四 般二十一 般二十四 七 般二十二 般二十三 四七七九 Ξ 四 工事業 装、しゅんせつ及石、鋼構造物、ほ とび・土工、ほ装 共 及び造園工事業 土 建築及び内装仕上 電気工事業 及びほ装工事業 土木、とび・土工 土木、とび・土工 び水道施設工事業 土木、とび・土工、 及び内装仕上工事 造園工事業 土木工事業 土木工事業 屋根工事業 とび

		県	公	報		第24	J 3 5
	三五十二日五日月	平成二十	三 五 平 日 五 年 五 月 十	二 五 平 元 五 年 成 二 月 十	五年 五 平成 七月 十	五年 五年 五年 五月 十	二十五月
	式会社	峠産業株	ア オ式 イ 社	株 式 会 社 材	川口鉄筋	長尾建築	山下組
	彦 役 :	代表取締	人史 役表取締 永	平 役 代表 島宗締	川口博司	長尾利雄	逸 役 郎 山下
	九三一番地の	高山市下切町	一三六三番地高山市下切町	八番地 八番地 八番地	番地一三丁目二一五	四番地二東町四丁目七	那留七八〇
			八八般二〇二二	四八五〇二六	四一般二十五八	〇一般 八二 一	五0000三
	事クれる	土木、建築、管、	土木及びとび・土	上及び建具工事業と及び建具工事業と、防水、内装仕を、防水、内装仕をを変える。	鉄筋工事業	建築工事業	工事業とは表、